

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪市立住吉区民センター施設管理運営業務

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

「住吉区民センターの施設運営管理業務」を実施するにあたり、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、民間事業者から企画提案を募集し、公募型プロポーザルにより業者選定を行なった。

提案者は2社で、審査の結果、評価点数が全委員平均で最も高かった上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所総務課 (電話番号 06-6694-9626)

2

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度住吉区子ども・若者育成支援事業

2 契約の相手方

一般社団法人 office ドーナツトーク

3 随意契約理由

「住吉区子ども・若者育成支援事業」を実施するにあたり、不登校や引きこもりで悩んでいる子ども・若者や就労に自信が持てない若者が社会生活を円満に営むことができるよう支援する事業とするため、民間事業者から企画提案を募集し、公募型プロポーザルにより業者選定を行った。

提案者は3社で審査の結果、評価点数が全委員平均で選定対象と定める60点以上であり、かつ合計点が最も高かった上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所 保健福祉課（電話番号：06-6694-9883）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度住吉区地域見守り支援事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会

3 随意契約理由

地域や行政が一体となり、日頃からの見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化など、地域全体における要援護者の支援体制を構築する必要があることから、現行のコミュニティソーシャルワーク機能と次の①～③の機能を一体的に果たすことにより、「住吉区地域見守り支援事業」として実施する。

①地域の見守り活動への支援

②孤立世帯等への専門的対応

③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

本事業は、福祉の専門職である「見守り支援コミュニティソーシャルワーカー」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、要援護者の安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、福祉コミュニティの形成も行っていくものである。

このため、①の実施にあたっては、単なる名簿情報の収集・管理とするのではなく、名簿情報及び同意確認を行う際の家庭訪問から得られた情報から、要援護者の抱える課題を把握・分析し、②の機能に繋げていく必要がある。②の実施にあたっては、①を実施する中から把握した要援護者情報をもとに、アウトリーチを行うことにより、現在まで支援に繋がっていなかった方や、支援を受けることに対して抵抗がある要援護者について、粘り強く家庭訪問を行うことなどにより、本人の真のニーズと専門的判断に基づき、必要であれば既存の地域資源・福祉サービスに繋げていく必要がある。さらに、既存のサービスがない場合には、新たな活動やサービスの開発に向けた提言も求められる。

また、③については、認知症高齢者等が行方不明時に早期に発見するための取り組みであるが、協力者を拡大し、地域のネットワーク化を行うことも視野に入れて実施していく必要がある。

これまで述べたように、これらの事業は地域を基盤にして要援護者の支援を行うものであり、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであることはもとより、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を

有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

一方、区社会福祉協議会は、平成26年4月には、区役所との間に、地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結しており、行政と社協の役割を明確にしたパートナーシップを構築し、協働して地域福祉の推進を図っている。

さらに、前述したとおり本事業は、地域における支援であることから対象者が幅広く、名簿情報の収集・整理や地域において潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応・地域の組織化に向けた積極的な支援も求められ、業務内容は非常に広範囲に及び、「見守り支援コミュニティソーシャルワーカー」が、疲弊することのないよう、「見守り支援コミュニティソーシャルワーカー」に対するフォロー体制の確保も必要であると考えられる。そのような視点からも、地域の住民組織と公私の社会福祉事業関係者などによって構成された社会福祉協議会において活動することで、専門職同士で助言・相談を行う協力体制が構築され、より良い支援を展開していくことが期待される。

このことから、事業を一体的に実施するにあたっては、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取組むとともに、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である社会福祉法人大阪市住吉区社会福祉協議会を本事業の委託先として契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-6694-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

地域見守り支援（各地域における相談・支援体制の構築）業務

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会

3 随意契約理由

地域や行政が一体となり、日頃からの見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化など、地域全体における要援護者の支援体制を構築する必要があることから、日常的な見守り体制と災害時要援護者支援対策を一体的なものと捉え、本業務と「住吉区地域見守り支援事業」を一体的に実施し、「住吉区地域見守り支援システム」として支援体制の構築に取り組んでいる。

各地域においては、区から提供を行った災害時要援護者支援台帳（約6,000名）をもとに、地域支援相談員や地域支援員が災害時要援護者に対して、日ごろからの訪問や見守り活動、個別支援プランを作成し、日ごろから顔の見える関係づくりを行うことにより、災害時要援護者の状況把握を行い、災害発生時に有効に支援できるよう体制の構築に取り組んでいる。

本事業は、各地域の支援事務所に常駐している地域支援相談員に対する報酬や事務所経費の支払いの実施や、地域支援相談員連絡会の開催等に加え、各地域の支援事務所からの相談対応実施報告に基づき、地域支援相談員、地域支援員では対応困難なケースや相談が必要なケースに対して、それぞれのケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、「住吉区地域見守り支援事業」と連携して、地域見守り相談室やコミュニティソーシャルワーカー、介護保険事業者などの関係機関との連絡、調整を緊密に行うことにより、地域支援相談員や地域支援員が安心して災害時要援護者支援を行うことができるようにするとともに、より有効な支援を行うことができるよう地域に対して支援を行い、要援護者支援を円滑に行うことを目的としている。

これまで述べたように、本事業は要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域を基盤にして支援を行うものであることから、受注事業者には、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであるため、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。また、対象者が幅広く、訪問時の対応や地域において潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応などへの地域支援相談員や地域支援員の負担も非常に大きいため、さまざまな関係機関との積極的なフォロー体制の確保が必要である。

区の社会福祉協議会は、平成26年4月には、区役所との間に、地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結しており、行政と社協の役割を明確にしたパートナーシップを構築し、協働して地域福祉の推進を図っている。

また、同協議会は、地域の住民組織と公私の社会福祉事業関係者などによって構成されており、専門職への相談を行う協力体制が構築され、より良い支援を展開することができる。

さらに、住吉区においては平成 26 年度から、住吉区社会福祉協議会に本業務を委託し、先駆的に地域見守り支援システムの構築に取り組んでおり、各地域での説明会を繰り返し実施し、体制構築や信頼関係の構築に取り組んできた。これらの実績に加え、構築した地域の体制が持続可能な取組となるよう引き続き支援していく必要がある。

以上のことから、引き続き「住吉区地域見守り支援システム」を構築していくにあたっては、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取り組むとともに、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である社会福祉法人大阪市住吉区社会福祉協議会を本事業の委託先として契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

住吉区役所 地域課（電話番号：06-6694-9840）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度「つながりの場づくり推進事業」業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

令和3年度「つながりの場づくり推進事業」を実施するにあたり、地域活動協議会をはじめとした市民活動団体・本市委嘱者等がこれまでの活動の中で培ってきたノウハウを活かし、区民が気軽に参加できるつながりの「場」や「機会」の年間を通じた提供として、広く区民に親しまれ定着してきたすみよし区民まつりをはじめ、文化事業、スポーツ事業などの各種事業を展開・実施するため、広く企画提案を募集し、公募型プロポーザルにより業者選定を行なった。

提案者は1社のみであったが、審査の結果、評価点数が全委員の平均で60点以上であったため、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所教育文化課（電話番号 06-6694-9743）

地域課（電話番号 06-6694-9840）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和3年度大阪市住吉区における地域コミュニティ支援事業業務委託
- 2 契約の相手方
一般財団法人大阪市コミュニティ協会
- 3 随意契約理由
当該事業にかかる受託者選定会議において、参加申請者から提出された企画提案書について、基準に基づき評価し審査を行った。
参加申請者は1者であったが、これまでの事業実績があり、同事業を安定的に実施できるものである。また、プレゼンテーション審査を踏まえて選定委員が合計点100点満点で審査、議論を行った結果、全委員の平均評価点が選定対象最低ライン60点を超過しており、当事業の委託先として適当であると判断したため、当該事業者と契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
住吉区役所地域課 （電話番号 06-6694-9840）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度「OsakaMetro あびこ駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業」業務委託

2 契約の相手方

苅田南地域活動協議会

3 随意契約理由

令和3年度「OsakaMetro あびこ駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業」にかかる受託者選定会議において、参加申請者から提出された企画提案書について、基準に基づき評価し審査を行った。

参加申請者は2社であり、審査の結果、苅田南地域活動協議会の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであった。

上記の理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき苅田南地域活動協議会と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所地域課 (電話番号 06-6694-9840)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度すみよし学びあいサポート事業

2 契約の相手方

株式会社トライグループ

3 随意契約理由

「すみよし学びあいサポート事業」受注者選定会議において、参加申請者から提出された企画提案書・プレゼンテーションにより、基準に基づき評価し、審査を行なった。参加申請は3社あり、選定委員による選考の結果を踏まえ、株式会社トライグループの評価が最も高く、提案された企画内容が本業務を効率的に実施できるよう工夫されており、契約相手方として最適であるとのことであったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、株式会社トライグループと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所 生活支援課（電話番号：06-6694-9932）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度安心して暮らせる地域づくりに貢献する「広報すみよし」配布業務委託（苅田地域）

2 契約の相手方

苅田地域活動協議会

3 随意契約理由

大阪市では、行政が実施責任を負うべき事務事業のうち、その担い手の最適化の観点から、コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスとして実施されるものを「社会的ビジネス」と位置づけ、民間事業者への委託を進めている。

また、このことを通じて、地域におけるヒト・モノ・カネ・情報などの資源を活用・循環し、課題解決のための活動の継続・発展を図ることとしている。

そこで、各世帯に個別にアクセスする広報紙の全世帯・事業所への配布業務を通じて、地域の福祉・安全性の向上を図ることをめざし、「安心して暮らせる地域づくりに貢献する『広報すみよし』配布業務」を実施することとし、地域の実情に関する知識や地域課題解決のためのノウハウ・経験・専門性を活用するため、公募型企画競争（プロポーザル）方式により業者選定を行った。

苅田地域活動協議会は、総合的に優れた提案を行い、契約相手方として最適であると認められるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所政策推進課（電話番号 06-6694-9842）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度住吉区広報紙「広報すみよし」企画・編集業務委託

2 契約の相手方

株式会社インターブレーン

3 随意契約理由

住吉区広報紙「広報すみよし」（原則毎月1日発行）は、住吉区及び大阪市の施策・事業などの情報を発信する基幹広報媒体として、非常に重要な意味を持っている。

紙面の企画・編集業務を専門事業者に委託することを通じて、より読みやすい親しまれる紙面とし、区民の市政・区政への関心や理解を高めるとともに地域コミュニティづくりの推進、区民の市政・区政への参画の促進を図ることをめざし、公募型企画競争（コンペ）方式により業者選定を行った。

株式会社インターブレーンは、最も優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所政策推進課（電話番号 06-6694-9842）

随意契約理由書

- 1 案件名称
こどもの将来のライフプラン支援事業
- 2 契約の相手方
一般社団法人 大阪府助産師会
- 3 随意契約理由
受託者選定会議において、参加申請者から提出された企画提案書に基づき評価し審査を行った。契約相手先となる当事業者が提出した企画内容が、最も事業が効果的となるよう工夫されており、最適であると判断したため、上記業者と契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
住吉区役所 保健福祉課（健康推進）（電話番号：06-6694-9882）

随意契約理由書

- 1 案件名称
産前からの家庭での育児力向上事業「両親学級」
- 2 契約の相手方
公益財団法人 母子衛生研究会
- 3 随意契約理由
受託者選定会議において、参加申請者から提出された企画提案書に基づき評価し審査を行った。契約相手先となる当事業者が提出した企画内容が、最も事業が効果的となるよう工夫されており、最適であると判断したため、上記業者と契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
住吉区役所 保健福祉課（健康推進）（電話番号：06-6694-9882）

随意契約理由書

1 案件名称

住吉区災害時要援護者管理システム機種更新業務委託

2 契約の相手方

扶桑電通株式会社 関西支店

3 随意契約理由

現在借入中の住吉区災害時要援護者管理システム機器一式（以下「旧機器」という。）については、令和3年9月30日にリース期間満了となり、令和3年10月1日以降は新機器の借入を行う。（令和3年6月28日制限付一般競争入札により落札業者決定）

新機器の借入にあたり、旧機器から新機器にシステムの機種更新（主に移行作業）を正確かつ円滑に実施を行う必要があるが、住吉区災害時要援護者管理システム（以下「システム」という。）は、扶桑電通株式会社のパッケージソフトをベースにカスタマイズを実施しシステム開発をおこなっており、業務処理手法についても熟知している唯一の業者である。同社以外の業者に業務委託した場合、業務の遂行に先立ってプログラムや関連ソフトの仕様詳細分析や動作確認などが必要となり、正確かつ円滑に向けた作業に要する期間や経費が膨大となる。

また、業務執行の確実性や安全性の確保の観点はもとより、技術的接続性、対応の緊急性、経済性の観点からも著しく支障をきたすことになり、災害時要援護者管理システムの安定稼働を妨げることとなる。

したがって、地方自治法施行令第167条2第1項第2号に基づき、同社に対し特名により業務委託を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

住吉区役所 地域課（電話番号：06-6694-9734）

随意契約理由書

- 1 案件名称
住吉区民センター自動扉開閉装置劣化部品取替業務
- 2 契約の相手方
ナブコドア株式会社
- 3 随意契約理由
住吉区民センターの自動扉について、経年使用による劣化から異常停止する恐れがあるため部品の取替が必要である。
当該事業者は、当区の自動扉設備の保守業務を行っており、迅速に業務を遂行できる唯一の業者である。また、当該事業者以外で修繕及び整備作業を実施した場合、保守業務の対象外となる恐れがある。
上記の理由により、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と随意契約（特名随意契約）を締結する
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
住吉区役所 総務課（電話番号：06-6694-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

住吉区役所、住吉区民センターのパッケージエアコン室外機にかかる予防保全作業

2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

3 随意契約理由

住吉区役所及び住吉区民センターに設置しているパッケージエアコンの室外機について保守点検時に、耐用年数の超過及び累計運転時間の長期化により偶発故障が頻発し、都度の修理では復旧が難しい状態となる恐れがあるとの指摘を受けた。当該業務はそうした偶発故障を未然に防ぐためパッケージエアコンの各種部品の交換及び修繕を行うものであり、故障が頻発した際の都度の修理では費用も余分にかかるため、事前に当該業務を一括して行うことは空調設備の維持管理において合理的である。

当該パッケージエアコンは当該事業者が各種部品を有するとともに保守点検を行っており当該事業者以外で修繕及び整備作業を実施した場合、責任の所在が不明確となり、保守業務の対象外となる恐れがある。

上記の理由により、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と随意契約（特名随意契約）を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所 総務課（電話番号：06-6694-9625）